

## ○富士市公共交通利用促進条例

令和元年6月28日

条例第9号

雄大な富士山の麓に位置する私たちのまち富士市において、公共交通は、人々の日常生活及び社会生活の基盤として、地域社会及び地域経済の発展を支えてきた。

しかしながら、都市機能の拡散や生活様式の多様化などに伴う自家用自動車への依存の高まりにより、公共交通の利用者は、減少しており、公共交通を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている。

公共交通が衰退し、路線の縮小や廃止などが進めば、公共交通を必要とする人々の移動のための交通手段が奪われ、ひいては生活の質の低下につながりかねない。

また、本格的な人口減少・少子高齢社会に対応するためには、人々が生活しやすい都市構造を構築していく必要があり、公共交通を基軸として、都市機能を都市拠点や生活拠点に集約し、連携させていくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、公共交通を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共交通の利便性を向上させて、その積極的な利用が図られるようにしなければならない。

このような認識の下、市、市民、事業者及び公共交通事業者が連携して公共交通の利用の促進を図り、活力ある地域社会及び地域経済を実現するため、それぞれの責務等を果たすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公共交通の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共交通事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、公共交通の利用の促進のために行う基本的事項を定めることにより、公共交通の利用を総合的に促進し、もって活力ある地域社会及び地域経済の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共交通 市民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関であつて、公共交通事業者が本市の区域内において運行するものをいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(専ら高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行う者を除く。)及び道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者(旅客の運送を行う者に限る。)

(基本理念)

第3条 公共交通の利用の促進は、公共交通が市民によって積極的に利用されることを基本として行われなければならない。

2 公共交通の利用の促進は、公共交通の利便性の向上が図られることを基本として行われなければならない。

3 公共交通の利用の促進は、公共交通が都市機能の集約及び連携の基軸となるものであるとの認識の下に行われなければならない。

4 公共交通の利用の促進は、市、市民、事業者及び公共交通事業者の相互の理解と連携の下に協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、公共交通の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、必要な財政措置を講ずるものとする。

3 市は、公共交通の利用の促進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者、公共交通事業者その他関係機関の協力を得るよう努めるものとする。

4 市は、公共交通について市民及び事業者の関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通への関心及び理解を深めるとともに、自家用自動車の過度な利用を控え、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う移動、従業員の通勤等における公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し公共交通の利用の促進に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公共交通の利便性の向上に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 公共交通事業者は、公共交通の利用の促進に関する事業を実施するものとする。

3 公共交通事業者は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通の利用の促進に関する基本的な計画を策定するものとする。

(利用環境の整備)

第9条 市は、公共交通を安全かつ快適に利用することができる環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(交通手段の確保)

第10条 市は、公共交通を利用することが困難な地域における交通手段の確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(公共交通網の形成)

第11条 市は、利便性が高く、機能的な公共交通網の形成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、公共交通の利用の促進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。